

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年八月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―五五―一四七

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条、第二条関係） 一（略）	別表（第一条、第二条関係） 一（略）

二 冬期に限り特勤勤務手当が支給される官署

長野県	(略)	都道 府県
(略)	(略)	所在地
木曾郡木祖 村大字藪原 一一九一の 二七	(略)	官署
木曾森林管 理署藪原森 林事務所	(略)	級別 区分
北安曇郡白 馬村大字北 城五五九八 の 一	(略)	一級地
中信森林管 理署白馬森 林事務所	(略)	

二 冬期に限り特勤勤務手当が支給される官署

長野県	(略)	都道 府県
(略)	(略)	所在地
木曾郡木祖 村大字藪原 一一九一の 二七	(略)	官署
木曾森林管 理署藪原森 林事務所	(略)	級別 区分
(新設)	(略)	一級地
(新設)	(略)	

(略)

(略)

(略)

(略)

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示

は、平成二十九年四月一日（米代東部森林管理署上小阿仁支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所に係るものにあつては同年九月四日、十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係るものにあつては平成三十年四月一日、えりも自然保護官事務所に係るものにあつては同月二十四日、十勝東部森林管理署宇遠別森林事務所及び十勝東部森林管理署鹿山森林事務所に係るものにあ

(略)

(略)

(略)

(略)

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示

は、平成二十九年四月一日（米代東部森林管理署上小阿仁支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所に係るものにあつては同年九月四日、十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係るものにあつては平成三十年四月一日、えりも自然保護官事務所に係るものにあつては同月二十四日、十勝東部森林管理署宇遠別森林事務所及び十勝東部森林管理署鹿山森林事務所に係るものにあ

つては同年九月一日、中信森林管理署白馬
森林事務所に係るものにあつては令和五年
八月一日）における区域を示し、その後
における当該区域に係る表示の変更によつて
影響されるものではない。

つては同年九月一日）における区域を示
し、その後における当該区域に係る表示の
変更によつて影響されるものではない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。